

<議事要旨>

【座長】

ただいまから第6回議会のICT化及び情報公開検討部会を開会する。
はじめに、署名委員を指名する。
山田貴之委員、さかまき常行委員以上お2人をお願いします。
それではまず、議題の1として「タブレット端末使用基準について」議題とする。
資料について、事務局より説明願う。

【事務局次長】

(資料1により説明)

【座長】

本件について各委員の意見を伺うが、まず、1-1の4、5ページの1号様式及び2号様式の紛失、盗難、破損、故障及びウイルス感染の届出について同意いただけるか。

【委員の意見等】

会派名と報告者名とあるが、当該議員ということであれば、報告者名ではわかりにくいので、議員名でよいと思う。

【座長】

それでは、様式については、この内容で決定させていただく。

【委員の意見等】

タブレットの「貸与」とあるが、区がリースして議員に貸与するのであれば、基準に従い貸与する旨の書面が必要だと思いがいかがか。

【事務局次長】

事務局と議員の間で必要となる場合もあるので、確認して必要であれば、そういった書式も追加させていただく。

【座長】

使用基準の中身について確認を行うが、第2条について、改選に伴い一度タブレットを返却した後、再当選した議員が引き続き同じ端末を使用したい旨希望した場合の対応は可能か。

【事務局次長】

シリアルナンバーを控えるなど対応は可能である。区のリースは基本的に5年となっている中で、任期は4年なのでその部分の対応は、事務局でも検討していきたい。

【座長】

本部会では2年ごとのリースという方向でこれまで検討を行ってきたが、区の原則5年リースという考え方との関係性はどうか。

【事務局次長】

今申し上げた5年のリースは区の一般的な内容であり、議会のタブレットに係る扱いをどうするかとは、また別の話である。

2年と4年のレンタルでは、当然4年の方が安くなる。今後事務局が予算折衝を進める話にも繋がるので、期間については裁量を与えていただきたい。

【座長】

今話があったとおり、2年、4年、5年という可能性があることをご承知おきいただいた上で案ということでご理解いただきたい。

次に第3条についてはタブレットの持込みが可能な会議体を記載している。異論はないと思うが、各種審議会等への持込み・使用については、それぞれの定めによるところだと思うが、議会としての使用範囲は第3条の範囲とさせていただいて、審議会等については、別途事務局の方で確認を行ってほしい。

【事務局次長】

それぞれの審議会に規則等があると思うので、資料の取扱いなども含めて所管課と調整させていただく。

【委員の意見等】

第3条第2項の(5)その他、議長が必要と認めた会議の承認基準や流れはどうか。

【事務局次長】

まだそこまでは詰め切れておらず、他区の状況も確認しながら検討したい。

【座長】

次に、第4条、会議における禁止事項についてだが、(1)、(5)、(6)、(7)に関しては異論がないと思う。(2)～(4)については、外部との連絡・接触に関する内容であり、(2)の電子メールの定義をどの範囲として定めるかも含め、各委員の意見を伺う。

【委員の意見等】

電子という文言を入れる必要があるか。審議中に外部との通信を行うということが分かればよい。4番についても同様。投稿と通信は異なるため、4番の規定は必要である。3番については、インターネットの閲覧について、審議の際に理事者側も同様に閲覧できないと意味がないといった議論であったので、その環境が整っていない前提で

あれば、この規定でよい。

【委員の意見等】

基本的にはこの形で賛成する。その場でサイトを閲覧する行為が望ましくない。情報として事前準備してきたものが端末に入っていることと、どう区別するかは非常に難しい。これを一度に制限するとすれば、通信を行わないことになると思う。

【委員の意見等】

ケースごとに列挙することも難しいので、表現自体はこのままで禁止したいことについてはまかなえるため、この2、3、4でよい。

【座長】

3については、インターネットサイトの閲覧というものが具体的に言えば委員会中に検索することを認めるかどうかということである。他区の事例でも、認める区と認めない区双方ある。板橋区議会としては、外部との通信手段を理事者側は持っていない以上はすべきではないというこれまで議論をしてきているので、インターネットサイトの閲覧というものは検索ということも含めて認めないということでご理解いただきたい。

よろしければ、第4条については、電子メールという文言も入れるということも含め、文言はこのままの形で、ここには、検索サイトで、委員会中に検索することも禁止するという形でご理解いただきたい。

それでは、第5条端末の使用にあたっての注意事項（7）についてだが、ケーブルで外部に接続しないという意味か、オンラインでの接続は認めるのか、要は、自分の端末のSideBooksという話があったと思うが、これを認めることとしたかどうか。

【事務局次長】

第5条第7号の意味については、ウィルス感染を防ぐということで、物理的な接続を禁止するものである。また、議員私物端末からSideBooksへのアクセスは、原則として認められるという議論になっている。

第5条第5号については、貸与するタブレット端末本体に、ローカル領域に保存しないということである。

【座長】

クラウド上には入れてもよいが、端末上の記録を認めないということであると確認する。

次に、第6条について各委員の意見を伺う。

【委員の意見等】

議長宛て提出ということになっているが、実際には事務局と考えてよいか。

【事務局次長】

様式としては議長宛てだが、事務局をとおしていただく形となると考える。

【座長】

以上、基準について、この内容で確定としてよろしいか。

次に、資料1-2について、事務局より説明願う。

【事務局次長】

(資料1-2により説明)

【座長】

こちらについてはこれまでの通知であるので、新しくタブレットに関する文言を加えた形となる。文言については、議会運営委員会決定であり、本部会では検討するものではないと考える。

【事務局次長】

最終的には、幹事長会、議会運営委員会決定という運びになると考える。

【座長】

それでは、議題1は以上とする。

次に、議題の2として「ペーパーレス化する文書の範囲について(案)」議題とする。資料について、事務局より説明願う。

【事務局次長】

(資料2により説明)

【委員の意見等】

タブレットに資料等を格納後、差替えがあった場合には新たに格納することになるが、差替え通知の方法等についての検討はしているか。新しいデータを格納した際の古いデータの扱いについては運用上の課題になるのでは。そのあたりを含む検討を。

【事務局次長】

格納後の通知としては、新旧でわかるよう検討する。

【座長】

格納する際に、バージョン①、バージョン②のようにわかるように示す必要がある。事務局にて導入区の事例を参考に検討すべき。

【事務局次長】

他区の実例を参考に、わかりやすい運用方法について検討する。

【座長】

続いて議題3 ペーパーレス化の実施スケジュールについて説明を求める。

【事務局次長】

(資料3により説明)

【委員の意見等】

スケジュール内の、紙・タブレットの並行運用については、希望制をとるのか、全員並行運用になるのか、そのあたりの考えは。

【事務局次長】

できる方、難しい方がいると思うので、そのあたりについて委員のご意見をいただきたい。

【座長】

いくつかパターンがある。①今まで通り紙を配付したうえで導入、②紙の量を減らして導入、③全て電子にする。考えとしては、3定で今まで通りの運用で紙を配るのは避けたいので、削減前提で考えたい。4定では、できればほぼゼロ。本格運用に近い形での運用を図りたい。

【委員の意見等】

いろいろな方法があるが、3定・4定については電子化できる開催通知などは全て電子化してよいのでは。委員会資料は、希望制をとって、紙で運用したい人も保証してほしい。

【委員の意見等】

1定で本格運用することを考えると、4定は全部電子化で行わないと不安。バランスは難しいが、いきなり本格運用はリスクがある。4定は極力電子化で臨む必要がある。

【座長】

1定は予算となるので、資料の一部は紙での運用となる。1定の参考となるのは3定の決算になるのでは。また、議会運営委員会・閉会中委員会など開催回数の多い会議体

で完全電子化の試行を実施してはいかがか。また、電子化できる文書、できない文書などについて再考が必要と考える。紙資料で比較する必要がある財政に関する資料など、どこからその運用で取り組むかを決めるべき。

【委員の意見等】

試験的導入というのであれば、2定・3定で持ち込める人は持ち込むなど、タブレットに触る機会を増やした方がよいのではないか。

【事務局次長】

8月ごろに研修会を予定しているので、それ以降に平行運用のスケジュールを提示した。そのため、2定・3定では、議会運営委員会・幹事長会のみでの試験的導入の案を提示した。

【委員の意見等】

納品した後、議会運営委員会・幹事長会メンバー以外の議員は、タブレットを使用しないで置いておくのか。むしろ、研修を早めて、使える人は2定から使ってみるのはいかがか。使えない人は、無理して使わなくてよい。

【事務局次長】

研修については、契約事業者もまだ決まっていない中で案として示した。業者と調整ができれば早めに研修を行い、使用できる人はタブレットを触ってもらうなど、前倒しの運用を行っても良いと考えている。

【座長】

タブレットの納品が終わり次第、なるべく早く研修を実施してほしいと思う。

座長案として、第2回定例会は紙とデータを併用し、定例会終了後にアンケートをとり、電子化できる文書について意見を集める。第3回定例会はアンケート結果をもとに運営し、第4回定例会はなるべく紙を削減した状態でタブレット中心で運用、第1回定例会からは完全にタブレットの使用に移行するようにしていきたい。

【委員の意見等】

第2回定例会の時点で、SideBooksへの文書の格納など、事務局の準備が間に合うのか。

【事務局次長】

紙資料ももとはデータで作成しているため、データを格納することはできると思う。ペーパーレスの段階的な流れについては他区の状況も参考としたい。

【座長】

本件についてはこの程度でご了承願う。
続いて、議題4は諮問事項の検討順序についてである。

【事務局次長】

(資料4により説明)

【座長】

現在議論しているタブレットの導入についてはあらかじめ固まったため、次の諮問事項に移る。当初、仮に決めた検討順序について、改めて議論したい。ただ、一部の諮問事項に対して陳情が出されているため、その点は先に議論すべきだと思う。

そのため、10 委員会のネット中継・5 請願陳情のホームページ公開・8 政務活動費の証拠書類ホームページ公開を議論したのちに、3 議会放送・11 議会情報のオープンデータ化という流れを考えている。

【委員の意見等】

おおむね座長案でよい。重なる部分もあると思うため、3 議会放送・10 委員会のネット中継と、5 請願陳情のホームページ公開・8 政務活動費の証拠書類ホームページ公開はそれぞれ合わせて先に議論してもよいと思う。

【委員の意見等】

座長が言うように、陳情が出された5 請願陳情のホームページ公開・8 政務活動費の証拠書類ホームページ公開・10 委員会のネット中継は、なるべく早く議論すべきと思う。

【委員の意見等】

それぞれの実施時期が令和4年度以降とされているが、議論の展開によっては前倒ししてもよいと思う。

【委員の意見等】

少し話が脱線するが、参考2の資料にあるように、以前、災害時の緊急情報伝達にタブレットを利用するという話が出ていたが、実際どのように活用するかが議論されていなかったと思う。議論がまとまれば、災害時の利用について、使用基準の中に記載する必要があるかもしれない。諮問事項にはないが、話す時間を設けた方がよいと思う。

【委員の意見等】

過去の議論において、タブレットの大きさにより、災害対応になじむかどうかが変わるという話があった。それを踏まえながら利用については考えることとなると思う。

【座長】

タブレットが納品される前に、どのような形で使用するかを話しておくべきだと思う。諮問事項ではなく、議題として取り上げればよいと思う。災害時におけるタブレット活用のあり方について、講習なども受けられたらよいと思う。

【事務局次長】

スケジュールについては検討する。

【委員の意見等】

タブレットに入れるアプリや、Word、Excelなどのソフトを入れるべきかについては検討が必要。必要と思われるアプリがある場合、議論はどのように進めるか。

【委員の意見等】

私も議論の進め方を確認する必要があると思っている。今回の諮問事項は1番と9番になっていて、タブレット端末の持ち込みについての内容なので、その内容を超えた部分についての議論をこの部会で独自に行っているものなのかは整理が必要だと思う。必要があれば各会派からの諮問事項に改めて挙げてもらい、災害時の活用についてしっかり議論をするべきという提案をした方が良いのか、それとも部会の議論の中の課題として、災害対応での活用について検討すべきという報告を議会運営委員会に行うのか。議会運営委員会に中間報告をする時に改めて議会として、その部分については部会で議論してくださいという決定をするような段取りがないと、際限なく部会の中での議論が広がってしまうので、本日は整理をするという意味で持ち帰ったらどうかと思う。

【事務局次長】

ただ今の意見その通りだと思う。整理する時間をもらえればと思う。

【座長】

では、災害時のタブレット端末利用、その他アプリ等については端末の詳細なレクリエーションになってくるので、この部会で間違いないが、議会運営委員会との兼ね合いは一度確認するという形をお願いします。

諮問事項3、10、5、8を議論するタイミングに戻るが、皆さんの意見だとこの順番通りでいいのではないかと。3、10がセット、5、8がセットで同時に議論するという意見がある。それもなるべく早くした方がいいという意見。

【委員の意見等】

まずこの4つの議題を審議するということを確認して、それぞれ問題点や課題があると思うので、その洗い出しをした上で、「次の時に3と10を整理する。5、8についてはその次の回で整理する。」というやり方はあると思う。ただ、例えば3と10が終わってからとなると半年くらいのスパンになってしまい、さらに陳情の審議等がまたあとになってしまうので、一度次回で3、10、5、8の課題を洗い出すという作業をした上で進めていくという提案である。

【座長】

ただ今の発言は3、10と5、8を次の部会で一度議題として挙げて、状況整理をし、そして議題2つを同時進行で進めていくという提案である。他方で事務局として用意する資料と時間的に大丈夫かという確認をしたい。

【事務局次長】

状況については荒々掴んでいるものもあるので提供できる。議会放送やネット中継に関しては見積りをという話になるので、時間を要すると思う。

【座長】

どちらにしても現状を確認しないと議論が進まないなので、次回の議題は3と10、5と8の2つについて、現状確認を行う。本部会でどこまで議論して結論が出るかということもまだ漠然としているので、その確認をしつつ、開催前に皆さんに提示し、どこまで議論するかということを確認しながら、準備したいと思うが、よいか。

（「はい」と言う人あり）

それ以降の開催の順序は、課題の洗い出しが何回で終わるかわからないので、複数回続けるという形にして、それが終わったあとに「議会情報のオープンデータ化」という流れ。加えて先ほど出た災害時の細かいアプリ等のレクリエーションはその都度議会運営委員会と確認しながら入れていくという形でのよろしいか。

（「はい」と言う人あり）。

議題4についてはこの程度で了承願う。

本日決定・検討した内容については各党派での周知をお願いします。次回日程は別途調整する。以上をもって、本日の検討部会を閉会する。